

日タイ経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書が発給申請時における輸送手段欄の必須入力項目及び第一種特定原産地証明書への印字内容の変更について

2015年5月27日
日本商工会議所 国際部

特定原産地証明書発給システム（以下「発給システム」）において、日タイ経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書が発給申請を行う際、これまで「積込地」及び「仕向地」は必須入力項目としておりましたが、今般、発給システムにおいて任意入力とする等のシステム改変を行いました。したがって、**6月1日（月）8:00AM以降に行われる発給申請**から、発給システム上の必須入力事項及び第一種特定原産地証明書への印字内容を下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更内容

日タイ経済連携協定に基づく第一種特定原産地証明書が発給申請時、発給システムにおける「**Means of Transport and route**」入力欄の「**積込地**」及び「**仕向地**」の入力を「必須入力」から「任意入力」に変更する（変更後の仕様は下図）。

また、遡及発給による第一種特定原産地証明書には便名が印字されることとなっていたところ、便名を記載することを選択した場合のみ印字される（チェックボックスにチェックが付された状態の場合のみ印字される）よう、発給システムを変更する。

■輸送手段 (Means of transport and route)

※ 出航日 (船荷証券または航空貨物運送状の日付) を記入してください。

出航 (予定) 日は必ず記入してください。遡及発給の場合のみ証明書には印字されます。

積込地、経由地および仕向地並びに便名 (船名またはフライトナンバー) について分かる範囲で記入してください。

実際と異なる便名を記載した場合、受理されない可能性があります。

遡及して発給される場合は、欄⑧に "ISSUED RETROACTIVELY" と印字されます。

積込地、経由地、仕向地は半角英数字、半角記号30字以内、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

協定に基づき、タイに輸出される産品が関税上の特恵待遇を得るためには、協定第32条の積送基準に適合していなければなりません。

証明書に
記載する

Means of Transport and route	◎	出航日 (予定日)	年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/>
		積込地: 英文		<input checked="" type="checkbox"/>
		経由地: 英文 (タイ・日本以外)		<input checked="" type="checkbox"/>
		仕向地: 英文		<input checked="" type="checkbox"/>
		便名: 英文		<input checked="" type="checkbox"/>

↑
積込地、経由地、仕向地、便名の入力は任意です

※なお、船積日の第一種特定原産地証明書への印字に係る制御は変更なし

(下表のとおりで、チェックボックスの状態は影響しない)

遡及発給でない場合	システム入力必須、証明書上に記載されない
遡及発給の場合	システム入力必須、証明書上に記載される

2. 適用開始日

2015年6月1日8:00AM以降に行われる発給申請から適用開始

以上